

葬祭組合告示第1号

令和3年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年1月8日

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合
管 理 者 小 坂 泰 久

1. 日 時 令和3年2月2日（火）午後3時00分
2. 場 所 佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合会議室（2階）

令和3年2月

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会会議録

○招集日時

令和3年2月2日（火曜日）午後3時00分

○招集場所

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合 会議室（2階）

○出席議員（8名）

1番	五十嵐 智 美	佐倉市議会選出
2番	萩 原 陽 子	佐倉市議会選出
3番	藤 崎 良 次（議 長）	佐倉市議会選出
4番	田 中 徳 彦	四街道市議会選出
5番	関 根 登志夫	四街道市議会選出
6番	石 山 健 作	四街道市議会選出
7番	佐 藤 修 二	酒々井町議会選出
8番	地 福 美枝子（副議長）	酒々井町議会選出

○欠席議員（なし）

○執行部

管 理 者	小 坂 泰 久	酒々井町長
副 管 理 者	西 田 三十五	佐倉市長
副 管 理 者	佐 渡 齊	四街道市長

○議案説明のための出席者職氏名

事 務 局 長	中 村 忍
事 務 局 次 長	小 川 淳 一
事 務 局 副 主 幹	織 田 勝 広
総 務 班 長	小 野 木 克 利

会 計 管 理 者	小 谷 野 敏 也	酒々井町会計管理者
-----------	-----------	-----------

○議会事務局出席職員

事 務 局 主 査 補	馬 場 樹 里
-------------	---------

○連絡員

施設管理班 相 京 夕起夫
主 査

○会期

令和3年2月2日（火曜日） 1日

○議事日程

令和3年2月2日（火曜日）午後3時00分開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議案の上程、質疑、討論、採決

○議案

- 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について）
- 議案第2号 令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 令和3年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

午後3時00分 開会

- 議長（藤崎良次） ただいまの出席議員は8名で、議員定数の過半数に達しております。よって、令和3年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会は成立いたしました。
これより定例会を開会いたします。
-

◎諸般の報告

- 議長（藤崎良次） 日程第1、諸般の報告を行います。
初めに、監査委員より定期監査、例月出納検査の実施報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（藤崎良次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定により、議席番号5番、関根登志夫議員及び議席番号8番、地福美枝子議員の両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（藤崎良次） 次に、日程第3、会期の決定をいたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は、会議規則第5条第1項の規定により、本日1日といたします。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（藤崎良次） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決しました。
-

◎議案の上程

- 議長（藤崎良次） 日程第4、議案を上程いたします。本日は議案3件でございます。
なお、上程されている議案については、一括して管理者に提案理由の説明を求めます。
また、本定例会及び後ほどの全員協議会における説明、答弁等は、着座にてお願いをいたします。
小坂管理者。
- 管理者（小坂泰久） 管理者の小坂泰久でございます。本日ここに、令和3年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにご多忙中にもかかわらず全員のご出席を賜りまして本会議が成立したことに対しまして、心からお礼を申し上げます。

ただいまから本定例会に提案いたしました議案3件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。令和2年度の人事院及び千葉県人事委員会勧告に伴う給与等の改正の実施については、令和2年11月30日までに関係条例の一部を改正して公布する必要がありました。本来は組合議会の議決をいただくべきところ、新型コロナウイルス感

染症の感染拡大の影響により、例年より勧告の時期が遅れたため、組合議会を開催することが困難でした。そこで関係する条例の一部改正について、急施を要するものと認め、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,527万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億9,070万円としようとするものであります。

補正の内容について申し上げます。歳入につきましては、使用料及び手数料の使用料及び財政調整基金からの繰入金を減額しようとするものでございます。

歳出につきましては、委託料等の入札契約差金を減額しようとするものでございます。

議案第3号は、令和3年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算についてでございます。令和3年度の歳入歳出予算の総額は、それぞれ2億9,842万7,000円でありまして、対前年度比755万2,000円の減となっております。

主な内容について申し上げますと、歳入につきましては、構成市町からの負担金として2億1,256万7,000円、斎場使用料及び手数料が7,347万1,000円、基金繰入金1,100万円等を計上しております。

次に、歳出について申し上げます。歳出の主な内容といたしまして、2款総務費関係につきましては、一般職職員の人件費及び一般管理費等に係る経費でございます。

3款事業費関係につきましては、さくら斎場の業務運営及び施設維持管理に要する経費でございます。

以上、概要について申し上げます。

細部につきましては、事務局より説明させていただきます。

何とぞご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤崎良次） 続いて、事務局長から議案の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中村 忍） 事務局の中村でございます。それでは、議案に対しましてご説明をさせていただきます。

まず、第1号議案でございます。専決処分の承認を求めることについてでございます。こちらのほうは、佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、添付しております資料のほうの赤い見出しの資料第1号を御覧いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、構成市町では11月議会で既に可決済みでございますが、千葉県人事委員会勧告に準拠いたしまして、期末手当について0.05月分の引下げをしたものでございます。

また、人事評価への処遇の改善や任期付職員の給料月額について単一号給を廃止したものでございます。任期付職員につきましては、当組合には現在のところその職員はおりません。

期末手当の令和2年度及び令和3年度以降の6月期、12月期の支給割合については、真ん中にあります表に記載のとおりでございます。

先ほど申し上げましたが、今回の期末手当の引下げの改正は、構成市町では令和2年11月議会にて可

決、近隣の一部事務組合では、葬祭組合同様に専決処分済みでございます。

ちなみに、当組合の期末手当は、職員の年額の平均で約2万900円ほど減となっております。

次に、議案第2号 令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

補正予算書1ページを御覧ください。今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,527万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億9,070万円としようとするものでございます。

4ページに繰越明許費がございます。こちらは、事業費で事務室等金属ドア改修及び塗装工事という工事を予定しておったのですが、入札の結果、落札に至らなかったことから、こちらもコロナの影響もありましたが、年度内に事業が終了しないため、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、翌年度、つまり令和3年度へ繰越しをさせていただくものでございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、5ページを御覧いただきたいと思っております。債務負担行為の追加として、令和3年度の年度の当初から委託事業等の円滑な実施のため、表記の9件の事業について、本年度中に入札等の契約に係る事務処理を行うため、債務負担行為の設定をするものでございます。

続きまして、歳入歳出の補正の内容につきましては、事項別明細書を御覧いただきたいと思っております。8ページをお開き願います。歳入でございます。使用料及び手数料につきましては、新型コロナウイルスのため式場の利用者が減少、今後も減少見込みのため、追加の待合室の使用や霊安室の使用と合わせまして1,479万9,000円を減額するものでございます。

基金繰入金につきましては、減額補正に伴います財源調整として財政調整基金からの歳入、繰入金を164万8,000円減額するものでございます。繰越金については、前年度決算による繰越金が確定していることから、予算との差額120万円をこちらは増額とするものでございます。

諸収入は、売店の電気使用料3万2,000円を減額するものでございます。

次に、9ページ、歳出でございます。総務費、一般管理費につきましては、人件費に関するもので、人事異動及び給与改定等に伴います給料、職員手当等及び共済費と委託料の入札の差金について、合わせて257万3,000円を減額するものでございます。

事業費につきましては、1,270万6,000円を減額するものでございます。内容といたしましては、11ページの光熱水費につきまして、新型コロナウイルスのため式場の利用者が減少し、今後も減少見込みのため365万円を減額、委託料につきましては、契約差金等によりまして減額として630万1,000円、工事請負費につきましては、こちらは12ページになります。同じく契約差金等により275万5,000円を減額するものでございます。

なお、予算書の13ページから22ページにつきましては、今回の補正に伴います変更を加えた給与の明細書、23ページ、24ページについては、追加となります債務負担行為等を新規設定分として加えた債務負担行為の支出見込額等に関する調書となっております。

最後に、議案第3号につきましては、令和3年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算についてでございます。予算書の1ページを御覧いただきたいと思っております。令和3年度の予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ2億9,842万7,000円と定めるものでございまして、前年度と比較いたしまして755万2,000円、パーセンテージでいいますと2.47%の減となっております。

それでは、予算の内容について事項別明細書によりご説明いたします。8ページでございます。

まず、歳入でございます。1款分担金及び負担金につきましては、構成市町からの管理運営費負担金

でございます。2億1,256万7,000円で、前年度比128万5,000円の減となっております。

内訳につきましては、説明欄に記載ございますが、佐倉市が1億1,749万1,000円、前年度比3万4,000円の減、負担の割合といたしましては、全体の55.27%、四街道市が7,370万円、前年度比80万5,000円の減、負担の割合といたしまして34.67%、酒々井町が2,137万6,000円、前年度比44万6,000円の減、負担割合10.06%となっております。

こちらの詳細につきましては、29ページ、予算書の一番最後になりますが、そちらのほうに令和3年度負担金算出の表を記載してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、2款使用料及び手数料、1目使用料につきましては、火葬場、待合室、式場等の使用料として7,345万1,000円を見込んでおります。前年と比べまして1,025万3,000円の減となっております。こちらにもコロナの影響でございます。

9ページ、1目手数料につきましては、分骨などの各種証明手数料として2万円、3款財産収入は、財政調整基金及び施設整備基金の預金の利子として1万6,000円を見込んでおります。

4款繰入金は、財源調整として財政調整基金から1,100万円を繰り入れるものでございます。令和2年度の当初の予算と比べますと700万円ほど増となっております。

5款繰越金につきましては、100万円を見込んでおります。

10ページになります。6款諸収入につきましては、預金の利子として歳計金の利子1,000円を枠で入れております。それと、雑入といたしまして、自動販売機の電気料金等、37万2,000円を見込んでおります。

11ページ、歳出でございます。1款議会費につきましては、組合議員8名分の報酬、また旅費等の議会運営費でございます。55万2,000円を計上しております。

2款総務費につきましては、前年度と比べまして380万1,000円減っておりまして、1億2,376万9,000円を計上しております。減の主な要因といたしましては、今年度委託契約いたしました財務会計システムの構築料がないということ、またこれまで導入していましたが財務会計システムの再リースの契約が令和3年7月で終了するため、前年と比べまして減っているということでございます。

1目一般管理費、1節報酬でございます。こちらは、会計年度任用職員3名分と情報公開・個人情報保護審査会委員及び行政不服審査会委員の各3名分の報酬でございます。

2節給料、3節職員手当及び4節共済費につきましては、特別職3名及び職員12名分の人件費となっております。

12ページでございます。10節需用費につきましては、事務用に係る消耗品、また庁用車に要する経費が主なものでございます。

11節役務費につきましては、電話料、またインターネット等の回線の使用料等でございます。

13ページ、12節委託料につきましては、複写機、コピー機ですね、こちらの保守の委託料及び財務会計システムの利用料となっております。

13節使用料及び賃借料は、財務会計システム及び給与計算システムの賃借料ということでございます。

17節機械器具費は、インターネットに接続して使用するデータの保存や停電時の電源確保する機器を購入するものでございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、職員研修負担金のほか、各種団体に対する負担金を計上してございます。

26節公課費は、庁用車の車検に伴う重量税でございます。

13ページの下段になります。2款総務費、1目監査委員費は8万6,000円で、監査委員2名分の報酬及び旅費でございます。

次に、14ページになります。3款事業費、こちらのほうは1億7,200万4,000円を計上しております。前年度と比べまして374万3,000円の減でございます。減の主な要因といたしましては、光熱水費の減、計画事業費の総額が減少したことによるものでございます。

10節需用費は、斎場施設の維持管理に伴います消耗品、電気、ガス、上下水道料の光熱水費及び施設の修繕料等でございます。

15ページでございます。12節委託料につきましては、エスコサービスの委託、火葬棟管理業務委託、また施設維持管理業務委託のほか、斎場施設の運営及び維持管理に係ります各種委託料を計上しております。パソコンや携帯電話から斎場の使用の予約ができるシステムも、令和3年4月1日の火葬分から運用を開始する予定でございますので、こちらの委託料もこちらに計上してございます。

16ページ、14節工事請負費につきましては、設備の改修工事といたしまして、式場の改修工事、火葬炉設備改修工事等を予定しております。

17節備品購入費につきましては、施設用備品として、待合室で使います食器用の乾燥機等を購入するものでございます。

4款諸支出金の1万6,000円につきましては、各基金の利子の積立金となっております。

最後に、17ページでございます。5款予備費につきましては、前年度と同額の200万円を計上しております。

以上、歳出の合計のほうは2億9,842万7,000円でございます。

予算書のほうの18ページから27ページまでは、当初予算に係ります給与費の明細書、28ページにつきましては、新規設定分を加えました債務負担行為に関する支出予定額等に関する調書でございます。

29ページ、最後のページになりますが、こちらのほうは先ほどご説明いたしました、令和3年度市町負担金算出基礎に関する表でございます。

以上をもちまして議案3件の補足の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤崎良次） どうもありがとうございました。

◎質疑、討論、採決

○議長（藤崎良次） これより1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

質疑に関しまして、再質問は2回までとさせていただきます。

それでは、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて議題といたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 先ほど専決にした理由をお聞きしたのですが、今回減額補正ということになってくるのですが、不利益の遡及をしないという原則によりますと、今回の減額を専決処分にするということが自体がいかげなものであるかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 確かに給与の案件につきましては、本来は議会にお諮りして決めるものでござ

いましたが、構成市さん同様、人事院の勧告のほうは10月遅い時期に来まして、私たちは構成市町さんのほうの議会でまず決定しないと次に動けないというのがございましたので、構成市町さんも、こちらボーナスに関わるものでございますので、12月1日までに決めなければいけないということで、構成市さんのほうも大急ぎで11月の議会の初日とかに、または臨時議会を開いて11月の二十何日とか、その辺で決定されたので、私たちはその状況を見て決めなければいけないということがありましたので、それを待ってやむを得なく専決させていただいたということでございます。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） そうしますと、どうしてもこういうことでしかできないということ、臨時議会を開くというのも、12月1日という日付を考えるとなかなか難しいと思うところだと思っておりますが、反対に言ったら減額という、皆さん職員の方にとってとても大変な事態なので、できればもうちょっと丁寧にできればいいのかなというふうに思って質問しました。

あと、会計年度任用職員については減額の対象にはならないというふうになってはいますが、こちらのほうではそういう方はいらっしゃったのでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 会計年度任用職員さんは、うちのほうはパートタイムの方が3名いらっしゃいます。それで、当然、対象にはなっているのですが、減額いたしませんでしたので下がっておりません。

以上です。

○議長（藤崎良次） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） それでは、質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） それでは、討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（藤崎良次） 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 令和2年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

議案第2号について質疑はございませんか。

関根委員。

○5番（関根登志夫） 補正予算書の4ページの第2表の繰越明許費の3款事業費の事務室等金属製ドア改修及び塗装工事とありますが、この事務室等金属製ドアというのはどういうものか、具体的に教えてください。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） こちらのほうは建物に設置してございます防火の扉で、事務室等という表記になっておるのですが、事務室に入るところの入り口の外のほうのドアでございます。そちらと、あと建

物の後ろのほうに向かってですが、火葬棟のほうに火葬炉を入れたり出したりするような大きな扉、2メートル、3メートルもあるような大きな金属製の扉が、こちら斎場のほうが25年ほど経過しておりまして大分さびも出ているということと、一部開かないところも発生しているような状況でございましたので、こちらのほうを計画に沿いまして事業を計上させていただいたところでございます。

○議長（藤崎良次） そのほかに質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 10ページの使用料なのですけれども、減額ということなのですが、式場使用料、これがかかり減額のようなのですが、どれぐらい前年度と比べて減っているのかというのをお聞きします。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 実は全員協議会のほうでご報告させていただこうと思ったのですが、12月末までの式場の利用のほうで、前年度と比べまして12月末で75件ほど減っております。単純に月10件ぐらい減っているような計算で計上しております。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和3年度佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合一般会計予算について議題といたします。

議案第3号について質疑はございませんか。

関根委員。

○5番（関根登志夫） 予算書の15ページの3款事業費の工事請負費の式場改修工事2,520万1,000円なのですが、このコロナ禍のときに改修工事をするに当たって、現在の状態から何か対策というか、新しい対策を盛り込んでいるのかというのをお聞きしたいのですが。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 式場または火葬のほうも含めましてでございますが、斎場のほうのご利用の方に関しましては、当然引き続き今やっております感染対策をやるということと、式場のほう改修ということになりますので、一部使えなくなる日が出てくる日がございます。ただ、式場のほうが1階に1式場、2階にももう一つ式場があるということで、両方を止めずにどちらか必ず使えるような状況にして、感染の対策は当然取るということに関してはきちんとやってまいりたいと考えております。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） 先ほど出ましたコロナ対策なのですが、この予算上にはコロナ対策費として特別なものはないのですが、例えばマスクとかいろいろとあると思うのですが、そういったものは今年度も発生していると思いますけれども、何らかの形で集計とかされているのでしょうか。

あと、来年度予算にはどういうふうに反映しているのか、それを伺いたい。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 斎場のほうでは、もともとそういう感染の予防とか、いろいろなことを含めました予算の作成をしておりますので、コロナに対して特に予算を超えた支出はしていない状況でございます。ただ、当然持っている限られた、いただきました予算の中でコロナの対策をしないといけないということで、うちのほうの今、令和2年度になってから集計してございまして、今現在で令和2年度の予算で消耗品の枠の中で95万4,000円ほど、コロナの対策で使用しております。内容といたしましては、昨年度からも増やしているのですが、消毒用のアルコールの消毒剤とか体温計とか、コロナの方が亡くなったときの対応する防護の服とか、その他いろいろコロナに関する対策の経費を消耗品の中でそれらを使っております。

また、備品といたしまして、備品のほうは110万円ほど支出してございます。ただ、備品の枠といって備品のほうの枠を超えてしまいましたので、一部予備費を使わせていただきまして、備品のほうに振り替えまして使用させております。こちらが110万円ほど使用しております。合計しますと、細かく言います、すみません、205万5,218円ほど、コロナの対策の費用として使わせていただいております。ただ、これに関しての増やし方という予算ではなくて、範囲の中で削れるものは削って、何とかコロナ優先ということで使用させていただいているような状況でございます。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） ありがとうございます。

あと、給与明細のほうで、少額なのですが、19ページ、会計年度任用職員のほうで今年度と前年度比較すると3,000円ですね、減額になっているのですが、何か特別な理由があるのでしょうか。多分同じような、本年度と前年度同じと思うのですが、どういう差額の状況としてあるのでしょうか。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） 出勤の時間とか日にちの問題でございます。時間単位の出勤は今のところございませんので、出勤した日の調整の形で若干違ってくると思います。人数は3人ということで、3人といっても1日3人ではなくて、1日はお一人で、3名の方が週2日の勤務という形で出ておりますので、1日は1人という計算で、若干その日数の関係で差が出ているのかと思います。

○議長（藤崎良次） 五十嵐議員。

○1番（五十嵐智美） あと、同じく24ページなのですが、こちらのほうで令和2年と令和元年の比較があって、その下に事務局長が7級になっている一覧があるのですが、令和元年は6級が2人いらっしゃったのですが、令和元年は事務局長は6級という処遇だったのでしょうか。

それと、あと令和2年は7級で1人という、これが事務局長に当たるのかなと思うのですが、この差はどういうところから来ているのか、ちょっと教えてください。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） すみません。私のことなのですが、令和元年は私が次長ということで6級職で

ございました。それと、事務局長が酒々井町から派遣でお一人来ましたので、その職も6級ということで、6級職が2名ということでございました。それで、令和2年度になりまして、私のほうが事務局長になったということで昇格させていただきまして7級になりまして、酒々井町から派遣で来ていた6級職の者が酒々井町のほうに帰られましたということで減っております。ちなみに、今こちらで次長が酒々井町から派遣で来ていただいているのが、こちら5級のほうになっておりますので、そのような形でやらせていただいております。

○議長（藤崎良次） 私、最初に質問は2回までとか言ったかもしれませんが。再質問は2回までですので、よろしくお願いします。

そのほか質疑ございませんか。

地福議員。

○8番（地福美枝子） 予算の金額云々ではありませんが、こういう施設性格上、コロナ、今亡くなる方が多くなっている中でご遺体を扱う仕事があると思うのです。そういう中で防護服で大丈夫というのは、専門家に聞いた上で大丈夫なのかということを確認した上なののでしょうか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） ご心配ありがとうございます。実は厚生労働省のほうのガイドラインでは、特に私たちは普通の格好でいいということになっておるのです。ご遺体のほうは非透過性の袋の中に、納体袋というのですけれども、そちらのほうに入れて回りを消毒して、こちらのほうにご到着されるということで、特にうちのほうは通常の普通のことでいいというふうなガイドラインが出ておるのですが、私たち、それ見えないものですので、お迎えをする職員についても委託の職員さんがお受けするものでございますので、また体液が漏れたりすることもないことのない。ただ、見えないものでありますので、完全に防御したいということで独自で扱っているものでございます。そのような形で防護服を着ている、予備のために着させていただいているということでございます。

○議長（藤崎良次） 地福議員。

○8番（地福美枝子） 大体そういうような話は聞いているのですが、専門的なことも含めて、今後やっぱり考えていかなければならない課題ではないかなと思うのです。コロナに限らず、そういうようなご遺体を扱うということもありますので、今後きちんと専門的な意見も聞きながら、厚労省では大丈夫だという話のようですけれども、それ課題になっているので、今後検討していただきたいというふうに思います。

○議長（藤崎良次） 事務局長。

○事務局長（中村 忍） ありがとうございます。私たちも本当に感染しないような対策を取って、今後もやっていきたいと考えております。

○議長（藤崎良次） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤崎良次） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（藤崎良次） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（藤崎良次） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和3年2月佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合議会定例会を閉会します。

午後3時42分 閉会

以上のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 藤 崎 良 次

議 員 関 根 登 志 夫

議 員 地 福 美 枝 子